

令和7年4月から

保育所に入所できなかったことを理由とする

育児休業手当金の延長手続きが変わります！

これまで保育所等の利用を申し込んだものの1歳に達する日（※）以降の期間について利用できないことが入所保留通知書により確認できた場合、育児休業手当金の支給延長が可能でしたが、令和7年4月から延長手続きの要件が厳格化されたため、新たな書類をご用意いただく必要があります。

● 主な変更点について（地方公務員等共済組合法施行規則（第2条の5の5）の一部改正）

育児休業手当金の支給期間延長（保育所等への入所を希望し、申込を行っているが、当該子が1歳に達する日以降の期間について、当面入所できない場合）の要件について



『**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。**』が追加されました。

※ 「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」を指します。1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日」を「子が1歳6か月に達する日」に読み替えてください。

パパ・ママ育休プラスに該当する場合は、「子が1歳に達する日」を「子が1歳に達する日以後の育児休業終了日」または「1歳2か月に達する日」と読み替えます（以下、同様に読み替えます。）。

● 提出書類について

現行の提出書類（令和7年3月31日まで適用）

- ① 育児休業手当金変更請求書・育児休業中の掛金免除変更申出書
- ② 育児休業承認書の写し
- ③ 市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われなことが明らかとなる通知の写し（入所保留通知書、入所不承諾通知書等）

子が1歳に達する日の翌日において、保育が実施されないことを確認するため、交付年月日の子が1歳に達する日の翌日の2か月前（4月入所申込の場合は3か月前）の日以降の日付となっているものを提出してください。



新たに必要になる提出書類（令和7年4月1日から適用）

- ④ 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- ⑤ 市区町村に保育所等の利用（入所）申込をしたときの申込書の写し
 - ・市区町村へ申込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。
 - ・申込内容を途中で変更した場合は変更後のものを提出してください。
 - ・全てのページを提出してください。（保育所等施設ごとに申込している場合は、申込した全ての施設分が必要です。）
 - ・入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
 - ・電子申請で申込を行った場合は、申込内容を印刷したもの又は申込を行った画面を印刷したものを提出してください。

● 追加された延長要件について

現行の延長要件（令和7年3月31日まで適用）

① 保育所における保育の利用を希望し、申込を行っているが、当面その実施が行われないこと（次のア～イを全て満たすこと）

- ア 入所申込年月日が1歳に達する日（誕生日前日）以前であること。
- イ 入所希望日が1歳に達する日の翌日（誕生日）以前であること。



改正後の延長要件（令和7年4月1日から適用）

① 市区町村に対して育児休業の申出に係る子が1歳に達する日（子の1歳の誕生日の前日）までに保育所等の利用の申込を行っていること

- ・利用（入所）申込年月日が子が1歳に達する日以前（子の1歳の誕生日の前日以前）であることが必要です。単に申込を失念していた場合や、市区町村への相談なく申込をしなかった場合は延長の要件を満たしません。
- ・子の疾病や障害により特別な配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由で申込の受付ができないとされた場合は、延長が認められる場合があります。

② ①の申込内容が、「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものである」と認められるものとして、次のア～ウのすべてを満たすものであること

ア 利用（入所）開始希望日を子が1歳に達する日の翌日（子の1歳の誕生日）以前の日としていること

イ 市区町村に対する保育利用の申込に当たり、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示をしていないこと

- ・申込において「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択している場合は、要件を満たしません。

ウ 申込した保育所等が、「合理的な理由」なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと

- ・「合理的な理由」とは、次のa～fのいずれかの場合に該当します。

- a. 申込した保育所等が本人又は配偶者の通勤経路の途中にある（本人又は配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合を含む。）。
- b. 自宅から30分未満で通所できる保育所等がない。
- c. 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない。
- d. 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等がない。
- e. 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望している。
- f. 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた。

③ 子が1歳に達する日の翌日（子の1歳の誕生日）時点で保育が実施されないこと

- ・「やむを得ない理由」なく内定辞退を行っている場合は、原則として要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当します。

● 適用年月日

令和7年4月1日

1歳に達する日（1歳6か月に達する日後の延長の場合は子が1歳6か月に達する日）が令和7年4月1日以降となる子の延長手続きについて適用します。

※ ただし1歳に達する日が令和7年4月1日以降となる子の延長手続き場合であっても、所属所長の証明が令和7年3月31日までの日付で行われるものについては、従前の要件で審査します。提出書類は①②③のみでかまいません。

ご注意ください

育児休業手当金の延長手続きに係る書類は、所属する局室区等の共済事務担当課を通じて共済組合に提出する必要があります。

育児休業手当金の支給期間延長手続きの見直しに係るQ&A

Q 1 今回の見直しで変更されたのはどのような点ですか。

A これまでは、子が1歳に達する日※までに保育所等の利用申込をしているが、1歳に達する日後（誕生日を含む）の期間について利用（入所）できない状態であれば、育児休業手当金の支給期間延長手続きが可能でした。

令和7年4月1日以降は、これまでの要件に加えて「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望している」と認められることが必要となり、確認書類として「育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書」（以下、「延長事由申告書」という。）及び「市区町村に保育所等の利用（入所）申込をしたときの申込書の写し」（以下「利用申込書」という。）の提出が求められることになりました。

育児休業手当金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日（再延長で2歳に達する日）まで支給を受けることができますが、育児休業及び育児休業手当金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に利用（入所）申込することが問題視されたことから、今般の見直し（厳格化）に至ったものです。

※ 「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。1歳6か月に達する日後（1歳6か月の誕生日当日を含む）の延長の場合には、「子が1歳に達する日」を「子が1歳6か月に達する日」に読み替えてください。

パパ・ママ育休プラスに該当する場合は、「子が1歳に達する日」を「子が1歳に達する日以後の育児休業終了日」または「1歳2か月に達する日」と読み替えます（以下、同様に読み替えます。）。

Q 2 今回の見直しはいつの延長手続きから適用されますか。

A 1歳に達する日が令和7年4月1日以降となる子の延長手続きについて適用します。

ただし、上記に該当する場合でも所属所長の証明が令和7年3月31日までの日付で行われるものについては、従前の要件での審査とします。

Q 3 見直し後の延長手続きにはどのような書類が必要となりますか。

A 従前の提出書類①②③に④⑤を追加提出していただきます。所属所を通じてご提出ください。

- ①育児休業手当金変更請求書・育児休業中の掛金免除変更申出書
- ②育児休業承認書の写し
- ③市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われなことが明らかとなる通知の写し（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

④育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書 追加

今回の改正に伴い新設する様式です。

⑤市区町村に保育所等の利用（入所）申込をしたときの申込書の写し 追加

Q 4 延長手続きの届出日によって、提出書類は異なるのでしょうか。

A 提出書類は、以下のとおりとなります。

なお、今回の見直しが適用対象についてはQ 2のとおりです。

①令和7年4月1日以降に子が1歳に達し、延長手続きの届出も令和7年4月1日以降に行う場合

→ 変更後の要件で審査します。Q 3の①～⑤を提出してください。

②令和7年4月1日以降に子が1歳に達するが、延長手続きの届出は令和7年3月31日までにを行う場合

→ 変更前の要件で審査します。Q 3の①～③を提出してください。

③令和7年3月31日までに子が1歳に達しており、延長手続きの届出も令和7年3月31日までにを行う場合

→ 変更前の要件で審査します。Q 3の①～③を提出してください。

④令和7年3月31日までに子が1歳に達しているが、延長手続きの届出は令和7年4月1日以降に行う場合

→ 変更前の要件で審査します。Q 3の①～③を提出してください。

ただし、相当期間、延長手続きを失念していた場合などは変更後の要件で審査する場合があります。延長手続きはすみやかに行うようにしてください。

Q 5 延長事由申告書で何を確認しますか。

A 「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものである」という、追加要件を満たしていることを共済組合で確認します。

延長事由申告書に記載された内容を利用申込書等に基づき、1歳に達する日までに利用（入所）申込を行っていること、利用（入所）開始希望日が1歳に達する日の翌日以前の日としていること、また入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと等を確認します。

Q 6 利用申込書として、どのようなものが必要ですか。

A 市区町村へ申込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。

利用申込書の全てのページの写しを提出してください。（保育所等施設ごとに申込している場合は、申込した全ての施設分が必要です。）

申込の際に、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。

申込内容を途中で変更した場合は、変更後の申込書の写しを提出してください。

電子申請で申込を行った場合は、申込内容を印刷したもの又は申込を行った画面を印刷したものを提出してください。

なお、申込書の内容について市区町村に確認する場合があります。

Q 7 利用申込書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にをしました。

育児休業手当金の支給期間延長は認められますか。

A 認められます。

入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを「積極的に」希望する旨の意思表示に当たりません。

（平成31年2月7日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」）

Q 8 子の疾病や障害により特別な配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、利用（入所）申込の受付をしてもらえませんでした。

育児休業手当金の支給期間延長は認められますか。

A 延長が認められる場合があります。

延長事由申告書の理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載のうえ、医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類を添えて提出してください。

Q 9 子が1歳に達する日の翌日（子の1歳の誕生日）の属する月に、市区町村が保育所等の利用（入所）募集を行っていなかったため、利用（入所）申込をしませんでした。育児休業手当金の支給期間延長は認められますか。

A 育児休業手当金の支給期間延長には、利用（入所）申込をしたうえで発行される入所保留通知書等の写しの提出が必要です。利用（入所）申込をしていない場合は、支給期間延長はできません。

ただし、市区町村の事情により、利用（入所）申込の機会が極端に限られる場合は、延長が認められる場合があります。

延長事由申告書の理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載のうえ、市区町村が申込を受け付けていないことが確認できる書類（市区町村が作成している案内文など）を添えて提出してください。

Q10 申込した保育所等への通所時間が片道 30 分以上となってしまいます。育児休業手当金の支給期間延長は認められないでしょうか。

A 事務連絡（2）③の要件を満たす必要があります。

③の d から f に該当する場合は、申告書にその事実が確認できる書類を添えて提出してください。

<確認できる書類の例>

- ・ 医師の診断書や障害者手帳の写し等（d の場合）
- ・ 兄弟姉妹の在籍証明書等（e の場合）
- ・ 該当保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料、保育所等の公表資料等（f の場合）

Q11 保育所等の内定を辞退しました。育児休業手当金の支給期間延長は認められないでしょうか。

A やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合は、認められません。

ただし、申込時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情が生じた場合は、認められる場合があります。

延長事由申告書の理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更の生じた日付及び具体的な理由を記載し、提出してください。

Q12 入所保留通知書等の証明内容には、どのような項目が必要ですか。

A 育児休業手当金変更請求書、延長事由申告書及び利用申込書の記載内容とあわせて、以下の内容を確認します。

<主な確認内容>

- ・ 交付（証明）年月日が、子が1歳に達する日の翌日の2か月前（4月入所の申込の場合は3か月前）の日以降となっていること
- ・ 育児休業に係る子の氏名及び日年月日
- ・ 保育所等の利用（入所）申込日
- ・ 保育所等の利用（入所）開始希望日
- ・ 子が1歳に達する日の翌日時点で保育が実施されないこと
- ・ 利用（入所）保留の有効期限

<交付（証明）年月日について>

子が1歳に達する日の翌日において、保育が実施されないことを確認する必要があるため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。

- ・ 交付（証明）年月日が1歳に達する日の翌日の2か月前（4月入所の申込の場合は3か月前）の日以降となっている入所保留通知書等。
- ・ 交付（証明）年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、直近の入所保留通知書等。

（1歳に達する日の翌日が保留の有効期限（有効期間）内にあるものに限る。）また、申告書の理由欄にその旨を記載してください。

Q13 子が1歳6か月に達する日後の期間について、支給期間延長の手続きにも同じ書類の提出が必要ですか。

A 子が1歳に達する日の翌日以降の手続きと同様に、Q3に記載した①～⑤の書類を提出してください。

子が1歳に達する日の翌日において保育所等に入所できず支給期間の延長を行っており、引き続き子が1歳6か月に達する日後においても入所できない状況が続いている場合であっても、新たな書類で確認します。

利用申込書については、当初の申込内容と変更がある場合（保育の必要性の事由・家族構成・市民税額等の変更による申込内容の変更など）には、直近の申込内容が確認できるものを提出してください。

入所保留通知書等については、当初申込したが入所保留となっている状況が、1歳6か月に達する日後の期間も継続して保育の実施が行われないことが確認できるものを提出してください。